

改正

平成23年3月31日告示第49号

平成23年8月1日告示第143号

平成25年6月13日告示第157号

平成27年3月31日告示第47号

平成30年4月1日告示第68号

伊賀市建設工事予定価格事前公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市が発注する建設工事について入札・契約に関する情報を広く市民に公表し、公共工事に対する市民の理解を深めるとともに、より透明性を高め、公正な入札・契約手続を進めるため、予定価格の事前公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「予定価格」とは、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第77条の規定に基づき定められた価格で消費税及び地方消費税を含む価格をいう。

2 この要領において「事前公表」とは、入札前に入札参加希望者、指名業者及び市民に対して公表することをいう。

(事前公表の対象工事)

第3条 予定価格を事前公表する対象工事は、金額の多寡にかかわらず、競争入札に付す建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（測量、調査、設計及び製造を含む。）とする。ただし、市長が特に事後公表とすることを認めた案件を除く。

(事前公表する関連情報)

第4条 予定価格は、次の関連情報とともに事前公表するものとする。ただし、設計金額、基準価格、工事価格及び入札書比較価格は、事前公表の対象としない。

- (1) 契約番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 入札予定日

(事前公表の方法)

第5条 予定価格の事前公表は、予定価格決定権者が次の方法により行う。

- (1) 一般競争入札については、伊賀市一般競争入札実施要綱（平成16年伊賀市告示第92号）第3条第2項に規定する（標準）入札公告又は（簡易型）入札公告（以下「入札公告」という。）に記載するとともに、契約担当課が設置する閲覧場所及び伊賀市ホームページで閲覧に供する。
- (2) 指名競争入札については、伊賀市工事手続要綱（平成16年伊賀市告示第88号）第4条第1項に規定する指名通知書に記載するとともに、契約担当課が設置する閲覧場所において閲覧に供する。

(事前公表の時期)

第6条 予定価格の事前公表の時期は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札にあつては、公告のとき。
- (2) 指名競争入札にあつては、入札の指名通知のとき。

(閲覧の期間)

第7条 予定価格の事前公表の期間は、当該工事の契約日までとする。

(閲覧日時)

第8条 入札公告及び指名通知書（以下「入札公告等」という。）を閲覧に供する日は、伊賀市の休日を定める条例（平成16年伊賀市条例題2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 閲覧時間は、午前9時から午後4時30分（正午から午後1時までを除く。）までとする。

(閲覧の条件)

第9条 入札公告等を閲覧に供するときは、所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

2 入札公告等を汚損し、又は損傷してはならない。

3 入札公告等の複写等便宜供与は行わない。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには、応じないものとする。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第49号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月1日告示第143号）

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成25年 6 月13日告示第157号）

この告示は、平成25年 6 月13日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第47号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日告示第68号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。